

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日)
（当たる日は、
がと日
に當る休き
の日）

目 次

◇規 則 鳥取県魚介類行商条例施行規則の一部を改正する規則（生活衛生課）

◇告 示 保安林の指定予定（二件）（森林保全課）

保安林の指定の解除予定（二件）（〃）

漁業災害補償法による共済契約の締結の申込みについての同意を求めるための発起人の届出（水産課）

土地収用法による事業の認定（管理課）

県道の区域の変更（道路課）

屋外広告物を掲出する物件の除却命令（都市計画課）

遊技機の型式の検定（生活安全企画課）

◇公 安 告 示 歯科技工士試験の実施（医務薬事課）

鳥取県規則第一号

鳥取県魚介類行商条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県魚介類行商条例施行規則（昭和四十年六月鳥取県規則第二十九号）の一部を次のように改正する。
別表第一中「二年目」を「四年目」に、「三年目」を「五年目」に改める。

◇鳥取県魚介類行商条例施行規則の一部を改正する規則
一 魚介類行商の許可の有効期間を次のとおり改めることとした。

公布された規則のあらまし

許可月日	現行	効期間
一月一日から一月三十一日までの間	許可の日から二年目の一月三十日まで	許可の日から四年目の一月三十日まで
二月一日から七月三十一日までの間	許可の日から一年目の七月三十日まで	許可の日から四年目の七月三十日まで
八月一日から十二月三十一日までの間	許可の日から三年目の一月三十日まで	許可の日から五年目の一月三十日まで

規則

鳥取県魚介類行商条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成八年一月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の鳥取県魚介類行商条例施行規則別表第一の規定は、施行日以後に行われる鳥取県魚介類行商条例（昭和四十年三月鳥取県条例第九号）第二条第一項に規定する許可の有効期間について適用する。

告 示

鳥取県告示第四十号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成八年一月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 保安林予定森林の所在場所

岩美郡岩美町大字大坂字向田四二次一、四三、四三次一、四四、四四次一、四五、一五七、一五八、一五九の一から一五九の三まで

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をことができる立木は、千代川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

鳥取県告示第四十一号
次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

二 1 保安林予定森林の所在場所

鳥取市大塚字宮ノ下土居五六八から五七〇まで

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をできる立木は、千代川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

4 指定施業要件を定めない森林の所在場所

字宮ノ下土居五六八から五七〇まで（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課並びに鳥取市役所及び岩美町役場に備え置いて縦覧に供する。）

平成八年一月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 保安林予定森林の所在場所

東伯郡三朝町大字横手字高尾三六六の五、字高尾三八〇から三八四まで、閏金町
大字堀字坂根ノ上三二八〇の一、字蛇バミ谷三二八一の一、三三二八一次一、三三二八

一次二、三二八二の一、三三二九七の一、三三二九七の二、東伯町大字倉坂字浅谷一〇
七三、一〇七四の一

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

(2) 字浅谷一〇七四の一

(3) その他の森林については、主伐は、択伐による。

(4) 次の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(6) 立木として伐採することができる立木は、天神川地域森林計画で定める標

4 指定施業要件を定めない森林の所在場所

字浅谷一〇七三

二 保安林予定森林の所在場所

東伯郡東伯町大字野井倉字宮ノ谷二六一から三六三まで、三六五

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、天神川地域森林計画で定める標

準伐期齢以上のものとする。

(二) 立木の伐採の限度

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び関係

町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第四十二号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和

二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成八年一月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

岩美郡岩美町大字小田字ウトフ谷五八七（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

（次の図）は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び岩美町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第四十三号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成八年一月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡赤崎町大字山川字東山根一六三の九、字尺善一六七の二、一六八の二、字東山ノ下一八六の一、一八九の二（次の図に示す部分に限る。）、一八九の五、字柴尾八九七の一（次の図に示す部分に限る。）、八九七の三

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

（次の図）は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び赤崎町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第四十四号

漁業災害補償法施行規則（昭和三十九年農林省令第二十五号）第四十八条の二において準用する同規則第四十六条第一項の規定に基づき、漁業災害補償法（昭和三十九年法律第二百五十八号）第八条の二第二項に規定する同意を求めるために、発起人になろうとする旨の届出があったので、漁業災害補償法施行規則第四十八条の二において準用する同規則第四十六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成八年一月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第四十五号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成八年一月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一起業者の名称

鳥取市

二 事業の種類

鳥取市富桑体育館建設事業

三 起業地

1 収用の部分 鳥取市西品治字土手下ノ二地内

2 使用の部分 なし

四 土地収用法第二十六条の一の規定による図面の縦覧場所

届出事項	漁業者調書の縦覧
発起人の住所及び氏名	加入区
漁業の区分	場所
氣高郡青谷町大字長 和瀬三六一—三 村中広義 氣高郡青谷町大字長 和瀬五一 宮脇悟 氣高郡青谷町大字長 和瀬一五一 中村熱	青谷町漁業協同組合 漁業災害補償法第百 四条第二号に掲げる 漁業
青谷町漁業協同組合 漁業災害補償法第百 四条第二号に掲げる 漁業	期間 平成八年一月三十日から同年二月十三日まで

鳥取市尚徳町一一六

鳥取市役所

鳥取県告示第四十六号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係方面は、平成八年一月三十日から二週間鳥取県土木部道路課（鳥取市東町一丁目二三〇）において一般の縦覧に供する。

平成八年一月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区間	変更前 後別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
米子境港線	米子市加茂町二丁目五一 地先から同市内町一二四 一四地先まで	変更前	一一・〇 一八・〇	六三八・〇
		変更後	二五・〇 四六・〇	六四〇・〇

しくは委任した者が除却するので、その旨申し添える。

平成八年一月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 除却を命じる広告物を掲出する物件

「軽食・喫茶 椰子の実」の野立広告板を掲出する物件

二 一の所在地

米子市夜見町字砂濱四番地

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第四号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百一十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認めたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成八年一月三十日

鳥取県公安委員会委員長 上 田

務

鳥取県告示第四十七号

鳥取県屋外広告物条例（昭和三十七年鳥取県条例第三十一号）第八条第一項の規定に基づき、次に掲げる広告物を掲出する物件を設置し、又は管理する者に対し、当該広告物を掲出する物件の除却を命ずるので、同条例第九条の規定により告示する。

なお、この告示の日から三十日以内に除却しないときは、知事又は知事の命じた者若

鳥取県公報

平成8年1月30日

申 請 者	氏名又は名称 住 所 法人にあってはその代表者の氏名	株式会社 高尾 愛知県名古屋市中川区萬元町二丁目51 内ヶ島 敏博
遊技機種類	遊技機の区分	型式名
ばちゃんこ 遊技機	規則第6条第1号 イ該当機	あっちむいてほい DX
〃	規則第6条第1号 口該当機	ファイナルカウン ト

平成8年1月30日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 試験期日 学説試験 平成8年3月4日(月)午前9時から
 実地試験 平成8年3月3日(日)午前9時から

2 試験場所

鳥取市富安二丁目84 鳥取歯科技工専門学校

3 試験科目

学説試験 歯牙解剖、有床義歯技工学、歯冠修復技工学、矯正技工学、小児歯科技工学、歯科铸造学、歯科理工学及び関係法規

実地試験 歯科技工実技

4 受験資格

次のいずれかに該当する者であること。

申 請 者	氏名又は名称 住 所 法人にあってはその代表者の氏名	株式会社 三洋物産 愛知県名古屋市千種区今池三丁目9-21
遊技機種類	遊技機の区分	型式名 金沢要求
ばちゃんこ 遊技機	規則第6条第1号 イ該当機	C R 大工の源さん 株式会社 三洋物産

(1) 厚生大臣の指定した歯科技工士養成所を卒業した者(平成8年3月31日までに卒業する見込みの者を含む。)

(2) 歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験予備試験を受けることができる者

(3) 外国歯科技工士学校若しくは歯科技工士養成所を卒業し、又は外国で歯科技工士の免許を受けた者で、厚生大臣が(1)又は(2)に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの

5 受験願書の受付期間

平成8年2月8日(木)から同月16日(金)までの日(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日にに関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)。なお郵送の場合は、平成8年2月16日(金)までの消印があるものに限り受け付ける。

歯科技工法の一部を改正する法律(昭和57年法律第1号)附則第2条の規定により、

歯科技工士試験を次のとおり実施する。

6 受験願書の提出先

鳥取市東町一丁目220 鳥取県福祉保健部医務課

7 平成8年1月30日 火曜日

鳥 取 県 公 告

7 受験願書の添付書類

(1) 履歴書

(2) 受験資格を証する書類

ア 4の(1)に該当する者は、卒業証明書又は卒業見込証明書（卒業見込証明書を提出した者にあっては、平成8年3月31日までに卒業証明書を提出すること。）

イ 4の(2)に該当する者は、歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験予備試験を受けることができる者であることを証する書類

ウ 4の(3)に該当する者は、外国の歯科技工士学校若しくは養成所を卒業し、又は外国で歯科技工士の免許を受けたことを証する書類

(3) 写真（手札形台紙付とし、出願前6か月以内に脱帽で正面から撮影したもので、その裏面に（シギ）の記号、撮影年月日及び氏名を記載したものとする。）

8 受験手数料及び納入方法

受験手数料は、28,000円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の右上余白部にはり付けること。この場合、消印しないこと。

9 合格者の発表等

平成8年3月15日（金）正午に、合格者の受験番号を鳥取県庁本庁舎の一階掲示板に掲示するとともに、当該合格者には合格証書を交付する。

10 その他

- (1) 受験願書及び履歴書の用紙は、鳥取県福祉保健部医務課事務課において交付する。
- (2) 受験願書を受理したときは、受験票を交付する。
- (3) その他受験についての詳細は、鳥取県福祉保健部医務課事務課（電話番号0857-26-7189）に照会すること。